

紹介手数料及び返金に関する契約書抜粋

第 4 条（人材紹介手数料等）

1.甲は、コンサルティング料として、乙が紹介し、甲が採用した者（以下「被採用者」という）1 名ごとに、想定年収及び採用内定通知書記載年収（半期記載であれば×2）の 35%を乙に支払うものとする。

※想定年収に関しては昨年度の賞与支給額及び乙が定める賞与想定額を含む支給月額（手当等含む支給総額）×12 ヶ月により算出したものとする。

2.被採用者が自己都合により入社日を含めた 90 日未満に甲を退職した場合、乙は下記の就業期間に合わせて人材紹介手数料の一定額を甲の指定する金融機関口座に振込みにて返還するものとし、振込手数料は乙の負担とする。なお、返還期日は、退職日の 120 日までとする。

退職日とは、被採用者が甲に提出した退職届に記載の退職日、もしくは退職届のない場合は出勤表に出勤済記録の残っている最終出勤日のいずれか遅い方を指す。

退職時期	返還するコンサルタント料
入社日を含めた 30 日未満	80%
入社日を含めた 60 日未満	50%
入社日を含めた 90 日未満	10%

なお、被採用者が自己都合以外の理由で退職した場合（名目は自己都合であるが、本人の責に帰さない事由で退職した場合、整理解雇を含む会社都合退職または本人の死亡等を含むが、これらに限られない）は、上記の報酬返還は適用されない。また、被採用者が、採用日以前に派遣などの形態で甲において職務遂行経験があった場合であっても、上記の報酬返還は適用されない。

3.甲は人材紹介手数料を、入社月の翌月末までに乙の指定する下記金融機関口座に振り込みにて一括で支払うものとし、振込手数料は甲の負担とする。

以上

Cleaps クリープス
神戸市中央区相生町 1 - 2 - 7 403
代表 平田 久雄